

諫早市中小企業融資制度一覧表

(平成29年4月1日現在)

資金名	融資対象者	資金の用途 融資限度額	融資利率	償還期間 (うち措置期間)		保証料	取扱金融 機関
中小企業 振興資金	中小企業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①継続して1年以上市内に住所を有していること ②市内において1年以上継続して事業を営んでいること ③長崎県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること ④市税等に滞納がないこと	運転及び設備 2,000万円	1.4%	10年以内 (1年以内)		長崎県信用保証協会 の取扱による ※最大0.55%を 市が補給	
中小企業 創業支援資金	創業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①市内に住所を有していること ②市税等に滞納がないこと ③長崎県信用保証協会の保証対象業種であること ※「創業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう ア)事業を営んでいない個人であって、1月以内に本市において新たに事業を 開始する具体的な計画を有するもの イ)事業を営んでいない個人であって、2月以内に本市において新たに会社を 設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画 を有するもの ウ)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して 実施しつつ、本市において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、 当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの エ)本市において事業を開始した日以後の期間が5年未満である個人 オ)本市において設立された日以後の期間が5年未満である会社 (中小企業者に限る)	運転及び設備 1,500万円 (ただし、1,000万円以上 の場合は認定特定創業 支援事業による支援を 受けた者が対象)	1.3%	※融資を受けた日から3年間、 利子額の2分の1を市が補給 (別途申請が必要です)	運転7年 以内 (1年以内) 設備10年 以内 (1年以内)	市が全額補給	指定金融 機関6行
中小企業事業 拡大支援資金	中小企業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①市内に事業所を有していること ②長崎県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること ③市税等に滞納がないこと	運転及び設備 2,000万円 (ただし、運転資金の融資 額については、設備資金 の融資額を限度とする)	1.8%	(ただし、中心市街地活性化区域 内における設備投資にあつては 1.7%、商店街まちづくり協定に基 づく設備投資(認定構想推進事業 者から商店街まちづくり協定に適 合している旨の認定を受けたもの に限る。)にあつては1.5%)		10年以内 (1年以内)	長崎県信用保証協会 の取扱による

※「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう
指定金融機関6行は、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫

あっせん申込に必要な書類

	必要書類	備考
①	各資金融資あっせん書申込書	
②	【個人事業主】代表者の住民票(世帯主記載・本籍省略)	市市民窓口課発行
	【法人】登記事項証明書	法務局発行
③	【個人事業主】直近の所得税の確定申告書	
	【法人】直近の決算報告書	
④	完納証明書	市納税課発行
⑤	【個人事業主】国民健康保険料納付額証明書	市保険年金課発行
	国保以外の方は、保険証の写し	
⑥	見積書(設備資金の場合)	

- ※ ②～⑥は写し可
 - ※ 別途「中小企業創業支援資金」には、創業・再挑戦計画書が必要です
なお、1,000万円を超えて融資を希望される方は、認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書が必要です
 - ※ 別途「中小企業事業拡大支援資金」には、中心市街地活性化区域内に投資する場合は投資位置図、商店街まちづくり協定に適合する投資の場合は、協定適合認証書が必要です
 - ※ ④について「中小企業創業支援資金」では、個人事業主は申請する年の1月1日に住所を有していない場合、法人は会社設立後最初の決算月から2カ月経過していない場合は不要です
- 詳しくは、お尋ねください